

第24回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、第24回岩手町農業委員会総会は、令和4年6月21日、午後1時30分、岩手町役場第3会議室に招集された。

1、日程並びに今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名委員及び書記の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 業務報告

日程第4 報告第1号 農地法施行規則（転用の例外）該当届について

日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

日程第6 議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

日程第7 議案第3号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

農業委員

1番 佐々木 金見

2番 乙茂内 丈久

3番 田中 正志

4番 佐々木 夏子

5番 福浦 昌博

6番 福士 好子

7番 府金 秀一

8番 瀬川 浩美

9番 幅 清一(職務代理)

(議長)10番 松本 良子(会長)

1、本日の欠席委員は、次のとおりである。

なし。

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員等は、次のとおりである。

事務局長 八戸 裕雄

局長補佐 田村 育江

農地利用係長 千葉 優子

主事 藤川 翔太郎
農地利用最適化推進委員 道ノ下 喜代志
農地利用最適化推進委員 白旗 康夫

(開会時刻 午後 1 時30分)

◎開会・開議の宣言

議 長 ただいまから第24回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

◎会議録署名委員及び書記の指名

議 長 日程第1、会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名します。

3番田中正志委員、5番福浦昌博委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の千葉係長をお願いいたします。

◎会期の決定について

議 長 日程第2、会期の決定について、を議題とします。お諮りします。本総会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め、会期を本日1日間と決定いたしました。

◎業務報告

議 長 日程第3、業務報告に入ります。事務局より業務報告をお願いします。

事務局 長 総会資料とは別の一枚もの、農業委員会業務報告をご覧ください。
(資料に基づき説明)

議 長 以上で業務報告を終わります。

◎報告第1号

議 長 日程第5、報告第1号、農地法施行規則、転用の例外該当届について、を議題とします。事務局より提案説明を求めます。

局長 補佐 議案書は、4ページをご覧ください。

農地法施行規則、転用の例外該当届について、農地法施行規則第53条第14号

の規定により、転用の例外届がありましたので報告するものでございます。

5 ページをご覧ください。

番号 1、土地の所在は、大字五日市第 6 地割地内の田 632 m²のうち 589 m²と、番号 2、土地の所在は、大字五日市第 7 地割地内の登記地目は田、現況地目原野の 1,650 m²の内 874 m²について、東北新幹線盛岡・青森間の高速化に伴う工事を行うための通路及び仮の用水路の設置を行うものでございます。工事期間は、令和 4 年 5 月 18 日より令和 5 年 5 月 8 日までの予定です。

番号 3、土地の所在は、大字川口第 47 地割地内の畑について、畑 284 m²の内 18 m²について、●●が携帯電話の基地局を設置したものでございます。

場所等詳細につきましては、5 ページから 14 ページをご覧ください。

以上、報告第 1 号の説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認め、以上で報告第 1 号を終わります。

◎議案第 1 号

議 長 日程第 5、議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第 1 号。議案書は、15 ページをご覧ください。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について、農地法施行令第 1 条第 1 項の規定により提出された許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

議案書は、16 ページをご覧ください。

番号 2、土地の所在は、大字子抱第 10 地割の田 2,754 m²について、譲り渡す方は高齢であり家族の方も現在は仕事をしているため耕作できないこともあり、今回の案件の農地の隣を所有されている記載の方が 5 年間賃貸借契約を行うものです。譲り受ける記載の方も高齢と思われませんが、息子さんが手伝いながら行うとのこと。

場所につきましては、17 ページをご覧ください。

番号 3、土地の所在は、大字土川第 4 地割地内の畑 7,406 m²でございます。

この農地は以前より貸借をしておりましたが、前に貸借していた方が、耕作していけないとのことで先月の総会にて解約の報告をしたものであり、今回は、新たに地域の記載の担い手の方が 5 年間 1 反歩年 6,000 円で貸借するものでございます。

場所につきましては、18 ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議 長 説明が終わりました。続いて、現地調査員の方より調査報告をお願いします。

道ノ下推進委員 現地調査の結果について、推進委員の道ノ下から報告いたします。

本日、午前9時から佐々木委員、白簾推進委員と事務局で現地を確認して参りました。

3条申請の受付番号2番と3番の農地について報告します。

2番の農地は、●●から南西約600メートルのところであり、田として利用されていきました。

3番の農地は、県道岩手大更線沿いにある●●から西約200メートルのところであり、畑として利用されておりました。

全てにおいて、譲り受ける側の機械および労働力は確保されており、今後の耕作について問題ないと確認しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番幅委員 2番の農地ですが、1年目は無料、2年目からは11,010円。これは土地改良区の賦課金が11,010円ということですか。

局長補佐 はい。土地改良区の賦課金は1反歩あたり4,000円。面積を掛けてその金額となります。今年はまだ耕作してしまっただけから無料で。来年から賦課金分だけでもお願いしたいと、話し合いの結果そうになりました。

議 長 ほか、ございませんか。

(なしの声)

議 長 打ち切ってよろしいですか。では、これより採決に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第1号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第6、議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

局長補佐 議案第2号。議案書は19ページをご覧ください。

農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、農地法の適用外証明願が提出されたので可否の決定を求めるものでございます。

20ページをご覧ください。

番号2、土地の所在は、大字子抱第5地割地内の登記地目、畑、現況地目、公衆用道路14㎡について、30年以上前から建築物へ向かう通路として利用されていたものでございます。

番号3、土地の所在は、大字沼宮内第18地割地内の畑346㎡について昭和40年、57年前頃から駐車場等に使用されていた農地でございます。

番号4、5番、土地の所在は、大字子抱第5地割地内の畑1,555㎡と587㎡について、昭和45年、52年前頃から山林として管理されていた農地でございます。

番号6、土地の所在は、大字五日市第10地割地内の登記地目、畑、現況地目、雑種地として平成13年、21年前頃から新幹線工事の通路として使用され、その後耕作することができずに現在に至っている農地でございます。場所等につきましては、それぞれ21ページから24ページをご覧ください。

以上、事務局説明を終わります。

なお、現地調査を実施しておりますので、調査員より報告をお願いします。

議長 続いて、現地調査の報告を担当委員からお願いします。

白旗推進委員 現地調査の結果について、推進委員の白旗から報告いたします。

先ほどと同じメンバーで現地を確認して参りました。

適用外証明願の2番から6番の農地について報告します。

2番の申請地は、●●の裏手に位置し、通路として利用されておりました。

3番の申請地は、国道4号●●を東に進入しすぐの所にあり、宅地及び駐車場として管理されていたことを確認しました。

4番、5番の申請地は、●●の西側、北上川を挟んですぐの所に連なって位置し、申請通り長期間山林として管理されていたことを確認しました。

6番の申請地は、●●の向かい側に位置し、雑種地となっていることを確認しました。

いずれの箇所においても今後農地に復元することは困難であり、非農地とすることは、やむを得ないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 現地調査員の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 それでは質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第2号、農地法の適用外証明願に対する可否の決定について、可とすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、原案のとおり可とすることに決定いたします。

◎議案第3号

議 長 次に日程第7、議案第3号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は25ページをご覧ください。

中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、令和4年度岩手町農用地利用配分計画について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見の決定を求めるものでございます。

26ページをご覧ください。

土地の所在は、大字葉木田第1地割地内の畑4筆、計32,250㎡について、昨年度まで耕作していた農業者が、岩手県農業公社へ返還したことにより耕作者を探していたところ、記載の方がとりあえず1年間借受けるというものでございます。賃料につきましても、前の借り受け者と同額となっております。

ページをめくって、28ページをご覧ください。

土地の所在は、大字江刈内第31地割地内の畑14,300㎡について、地域の担い手の方が貸借しておりましたが、今年度から同地区の記載の担い手の方が譲り受けて耕作していくとのことでお互いの合意により変更するものでございます。また、賃料についても引き続き同額となっております。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第3号、中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎議案第4号

議 長 次に日程第8、議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、を議題といたします。事務局より提案説明を求めます。

局 長 補 佐 議案第4号。議案書は30ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき策定された令和4年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求めるものでございます。

31ページをご覧ください。

番号11、12番については、先月の総会にて農地中間管理事業の売買支援事業により前所有者の方が岩手県農業公社へ売買した農地です。

番号11、大字五日市第3地割地内の畑3筆25,119㎡、番号12、大字五日市第3地割地内と大字久保第1地割地内の畑、計5筆41,477㎡についてそれぞれ3年間年額記載の金額で貸借するものでございます。3年後は、売買により所有権移動するものです。

番号13から次のページの17までは、一括方式による賃貸借設定です。

番号13、大字久保第8地割地内の田2筆4,980㎡について5年間賃貸借契約するものでございます。賃料につきましては、1反歩あたり約5,200円となっておりますが、土地改良区の賦課金分を借り手が負担してほしいとのことにより負担金を差し引いた金額が賃料となっております。

番号14、大字沼宮内第30地割地内の畑2筆11,933㎡について、1反歩あたり3,000円、年額35,800円で10年間貸借するものでございます。

番号15、大字一方井第3地割地内の田1筆2,548㎡同じく第5地割1,007㎡、計2筆3,555㎡について、1反歩あたり約9,500円、年額33,800円で10年間貸借するものです。

番号16、大字一方井第2地割地内の畑2筆26,398㎡について、1反歩あたり3,000円、年額79,200円で10年間貸借するものです。

番号17、大字川口第47地割地内の畑と田、計13筆24,190㎡を、10年間

117,900円で貸借するものでございます。

番号18から20番につきましては、土地の所在、大字五日市第8地割地内の田5筆、合計5,475㎡について、それぞれ記載の3名の所有者の方から記載の担い手農業者が5年間、使用貸借により借り受けて耕作していくものでございます。

36ページをご覧ください。

番号21から23につきましては、農地売買支援事業により前月の総会にて前所有者から農業公社が買い受け、それぞれ3名の担い手農業者が記載の金額にて公社より売買し所有権移転するものです。

それぞれの売買価格、21番は、大字葉木田第3地割内の田で1,991㎡を1反歩あたり5万円、総額10万円。22番は、大字一方井第2地割地内の田4筆で5,605㎡を1反歩あたり10万円で総額56万円。23番は、大字土川第5地割地内の田9筆5,884.63㎡を1反歩あたり15万円、総額882,695円で売買するものです。

以上、事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。皆さん質疑ございませんか。

9番幅委員 36ページ、番号21から23の田は、土地改良区に入っているのか。

局長補佐 はい。葉木田も含め、すべて入っています。

議 長 農地価格ショックなくらい下がっています。生産物の価格も下がっています。

改良区が整備した田、1反歩あたり高いときには100万円近く。70、80万円の相場が続き、10年程前から徐々に下がってきました。皆さん思うところがあると思いますが、質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので質疑を打ち切り、採決に入ります。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法による岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、可とすることに賛成する方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可とすることに決定します。

◎閉会の宣言

議 長 以上で、本日の日程は終了しました。

これをもちまして会議を閉じ、第24回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時07分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名する。

議長 (会長)

3番

5番